



議会報

かわべ

発行 川辺町議会

編集 川辺町議会報編集委員会

〒509-03

岐阜県加茂郡川辺町

中川辺1518-4

☎ (0574) 53-2511㈹

第60号

平成6年8月30日



こんな記事があります

▷ 第2回定例会可決案件 2 ~ 4 ページ

▷ 一般質問 5 ~ 11 ページ

▷ 第2回臨時議会可決案件 11 ページ

▷ 委員会活動報告 12 ページ

▷ 議会日誌 12 ページ

第二回 定例会

補正予算など17件を可決
平成6年度一般会計 1億8,122万7千円を補正

第二回定例会は、平成六年六月十六日から二十四日までの九日間を会期として開きました。

条例改正、補正予算及び

平成五年度水道事業会計

決算の認定など合わせて十五件と追加案件二件が

提出され、それぞれ慎重に審議し、いずれも原案のとおり可決されました。

一般質問には、六人の議員が登壇し、町行政全般にわたり質問が行われ、町執行部の考え方を質しました。

可決案件

○専決処分の承認を求めることについて

川辺町税条例の一部を改正する条例

法律の可決成立に伴い、本町の税条例を整備しました。

主要な改正事項は、当面の経済低迷を開拓するため緊急避難的な措置として特別減税が実

施されるとともに、最近の社会経済情勢等に鑑み、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人町民税の均等割、所得割の非課税限度額の引き上げ等、町条例を整備した。

平成五年度一般会計補正予算 (第七号)

百四万円を減額補正

歳入歳出それぞれ百四万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ三十八億二千五百五十三万八千円としました。

【補正の主な内容】

◆歳入 総務費：財政調整基金の五

年度末の利子相当額を積み立て。

民生費：美濃加茂市社会福祉協力会からの寄付金を町社会福祉協議会へ寄付。

◆歳出 農業水産業費：水田営農活性化対策事業補助金の確定と、町有林の管理委託料は作業員の従事日数が少なかった等からそれぞれ減額。

歳入歳出それぞれの補正額の内訳

平成五年度国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第四号)	歳入	歳出	
自動車取得税交付金	△ 4,863	総務費	890
財産収入	1,038	民生費	750
諸収入	2,185	農林水産業費	△ 2,828
寄附金	600	土木費	148
合計	△ 1,040	合計	△ 1,040

(△は減額・単位：千円)

歳入歳出それぞれ二百九十万六千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ三十億八百九十万六千円としました。

【補正の主な内容】

去る、五月二十四日に行われた、川辺ダム湖周辺整備事業右岸工事竣工及び一般国道四一八号線川辺バイパス開通の式典に要した経費。

平成六年度国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第一号)

四十万円を増額補正

歳入歳出それぞれ四十万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ五億四千八百四十万円としました。

【補正の主な内容】

一般被保険者及び退職者において保険税還付の必要が生じたため増額補正

○町道の路線認定及び廃止について

川辺ダム湖周辺整備事業右岸工事町道湖岸線の完成に伴い路線の整備を行ったこと、その他、今後土地の開発が望めない路線について、道路管理の面から台帳の整備を行つた。

平成六年度一般会計補正予算 (第一号)

二百九十万六千円追加補正

○川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正により、四割軽減世帯を判定するとき

に用いる世帯主を除く被保険者世帯員の数に乘じる基準額を現行の二十三万円から三万五千円に引き上げるもの。

○川辺町福祉医療の助成に関する条例の一部を改正する条例について

精神薄弱者の判定に使用する「判定要領」を療育手帳交付の際の判定基準に則したものに条例の整備を図った。

○平成六年度川辺町下水道事業特別会計繰入金の変更について

平成六年度の工事費が増えることから、地方財政法の規定により一般会計からの繰入金について変更するもの。

変更前「二億五千六百九万九千円」を「二億五千八百八十九万九千円」に。

理由：川辺西小学校、第一保育園周辺面整備工事費の増。

歳入歳出それぞれ一億八千百二十二万七千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ三十一億九千十三万三千円としました。

平成6年度一般会計補正予算(第2号) 1億8,122万7千円を追加補正

◆歳入
福祉施設建設用地の造成

【補正の主な内容】



間もなく造成工事が始まる建設予定地

歳入歳出それぞれの補正額の内訳

(△は減額・単位：千円)

歳入	支 出 金	1,040	歳出	総務費	6,685
	財産収入	1,910		民生費	150,300
	繰入金	176,227		衛生費	△8,856
	諸収入	176,227		農林水産業費	300
	寄附金	1,300		商工費	3,500
				土木費	27,615
				教育費	1,683
	合 計	181,227		合 計	181,227

衛生費：水道事業会計への補助金が算定数値が確定したため減少額	教育費：西小学校コンピューター購入費以上の増額補正
工事に伴い、その財源として財政調整基金からの繰入。	
老人保健特別会計繰り出し金では、平成五年度の精算の結果、町負担分が所要額より超過したため、一般会計へ繰入。	
国道四一八号線山楠地内の改良工事に伴う町有地並びに立木の売払収入。	
総務費：嘱託員三名分の報酬等	
民生費：福祉施設建設用地の造成費	
農林水産業費：イノシシ捕獲柵設置整備補助金	
◆歳出	
連事業費の補正	
土木費：福祉施設建設用地の造成工事に関連した道路改良工事並びに土地の購入費及び下水道事業特別会計への繰出	
商工費：花フェスタ'95の関連事業費の補正	
教育費	
農林水産業費：イノシシ捕獲柵設置整備補助金	
◆歳出	
七百九十四万四千円を追加歳入歳出それぞれ七百九十四万四千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ六億二千三百九十四万四千円としました。	
【補正の主な内容】	
平成五年度を精算した結果、基金交付額が所要額を超えたため、超過額の返還及び町負担分超過額の一般会計へ繰出。	
○平成六年度川辺町下水道事業特別会計補正予算(第一号)について	
四千万円の増額	
歳入歳出それぞれ四千万円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を七億四千九百万円としました。	
【補正の主な内容】	
川辺西小学校及び第一保育園周辺の面整備工事費が増え	

ることにより増額。

○平成六年度川辺町水道事業

会計補正予算（第一号）に ついて

収入 △一一、七〇五千円
支出 一七、四四八千円
を補正しました。

【補訂の主な内容】

収入は、一般会計からの繰り入れる補助金の額の決定。支出は、受水費、職員人件費の増額。

○平成五年度川辺町土地開発 公社事業報告及び決算報告 について

地方自治法の規定により平成五年度の事業及び決算について報告がありました。

○平成五年度川辺町水道事業

平成五年度水道事業会計は
三月三十一日で終了し、地方
公営企業法の規定により議会
へ決算等の報告を行いこれを
認定しました。

事業の概要は、次のとおりです。

総括事項

清浄にして豊富低廉な飲料水を町内全域に安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とし、水道事業の健全な運営と普及に努めた。

経営面では、下水道工事、町道改良工事、県道改良工事に伴う配水管の布設替工事の増加に対する事務量、経費の増大に対処するため事務量の見直し、経費の節減に努めた。また、市場金利の切り下げに伴い企業債利息の軽減を図るため低金利債への借り換えを行った。

経理状況

収益的収支では、二億二千六百七十七万四千八百七十二円となり昨年対比二百六十八万四千三十五円の減収となつた。これは、営業収益が給水収益、受託工事収益の増加であつたが営業外収益では市場金利の引き下げに伴う受け取り利息の減収及び他会計の補助金の減額により減収となつた。

収益的支出では、二億一千九百三十九万九千二百十一円

営業外費用では、企業債償還利息が低金利債への借り換えに伴う減額等により百四万一千三百六十四円の減額。

営業外費用では、企業債償還利息が低金利債への借り換えに伴う減額等により百四万一千三百六十四円の増加。

資本的収支では、一億三千七百四十四万一千四百二十四円となり昨年対比九千百八十九万四千百六十九円の增收となつた。これは、工事負担金が下水道工事、町道改良工事、県道改良工事等の増加に伴うもの。

資本的支出では、一億八千六百二十六万三千九百九十七円の増加。これは配水施設費が下水道工事、町道改良工事、県道改良工事の増加に伴う配水管の布設替工事の増加及び企業債償還金の増加。

資本的収入額が資本的支出額に不足する五千二百十万元八千二百三十七円は、過年度分損益勘定留保資金五千百七十二万五千四百十七円と消費税

となり昨年対比一千七百八十七万九千十五円の増加。

資本的収支調整額三十八万一千八百二十円を補填した。

工区(請負契約の締結について)

○流域関連公共下水道西小学
校周辺整備工事(第一工)

(区) 請負契約の締結について

この工事は、中川辺地内川

七一メートルの面整備を行う

この工事の請負契約の締結

一、契約の目的

流域関連公共下水道西小学校
交周刃面整備工事（第一工

卷之三

指名競争入札

三
契約金額

四、契約の相手方

号
大日本土木株式会社

代表取締役
甕哲司

五
二事の場所

○流域関連公共下水道第一保 育園周辺面整備工事（第二

一般質問

そこが聞きたい 知りたい

議員が町の行政の在り方、問題点を町長らに聞いただす「一般質問」は、会期の最終日

六月二十四日に行われました。

今回は、六人の議員が登壇し、当面する町政の諸問題について質問しました。質問の要旨と答弁の概要は、次のとおりです。

(掲載順序は、発言通告書の受付順)



平岡三郎議員

問
ダム湖周辺整備事業について

右岸地区は、すばらしい眺望で、他市町村に自慢できる景観ができた。

水面がつくる豊かな風景や、ボートコースなどのスポーツレクリエーション空間は、町の貴重な財産であるとともに、これを生かして“川辺といえどボート”的イメージをもつと強くし、あらゆる大会、競

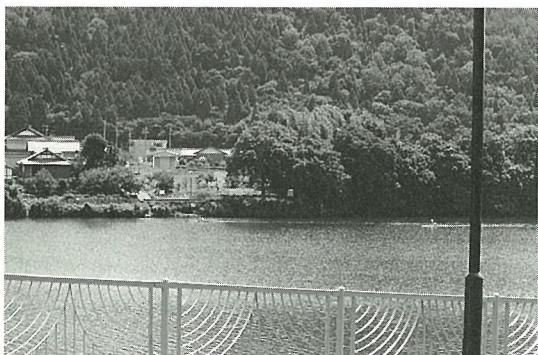
技が実施できるようにしなければならない。それには環境整備は勿論、諸施設、設備が必要である。

左岸地区も、平成五年度基本設計、平成六年度詳細設計と予算が計上され、土地利用の検討の余地がある。

川辺町で自慢できるものは、自然環境に恵まれた固定公園内の漕艇場である”と言える将来を展望した基本計画を望む。

左岸県道から西側の農地は農村活性化土地利用構想の中でダム湖周辺整備事業に取り上げているが、左岸の地域の基本構想の中でも土地利用をどのように考えているのか伺いたい。

答
【助役】
自然で豊かな漕艇場づくりをめざす



は「日本一の漕艇場」を目指して整備を進め、去る五月に竣工式典を終えた。式典に参加された内外の方々から賛辞をいただいた。

左岸の整備計画は豊かな植生を生かした自然と調和した安全で健康的なゆとりのある整備ができるよう財政協議のうえで計画をする。

宿泊施設等の整備は十分研究し誘致の可能なものは計画をする。

問
児童生徒の権利条約について



井戸 孝議員

【要望事項】

左岸県道から西側の耕作されてない農地等を、地権者の了解、協力を得て駐車場、宿泊施設等の有効利用すると同時に、ボート競技すべての大大会が開催できるよう、また宿泊施設等もシーズンオフの利用方法を加えた構想を検討されたい。

子供（児童）の権利条約の発効について町は、どのように対応するのか。
児童の権利に関する条約の批准案が、先の参議院本会議で可決承認され、国際的には百五十七ヶ国目の批准国となり、去る五月二十二日緒手続

きを経て発効した。今後は条

約本来の責務の忠実な履行と、国際的な義務を負うことになる。

一、町はこの条約の発効に基づくにどのような姿勢で対応するのか。

一、町当局、教育委員会、学校関係者は、マニュアル等を作成し統一した相互研修の実施計画があるか。

一、条約の発効に伴い次の意見があるが対応はどうか。

①児童、生徒の思想は、一般的に未熟であるので条

約に束縛されることなく、善意の規制や、強制は必要である。

②教科書の採択、教材の選定、懲戒処分、就学小中学校の指定、校則、服装等の規制、持ち物の制限等について児童、生徒や保護者の意見を尊重すべきである。

③教師が内容的に不賛成な学校図書を撤去することはできない。児童、生徒や保護者の意見を尊重すべきである。

④国歌の斉唱、国旗の掲揚は絶対的なものでなく児童、生徒や保護者の意向

を尊重すべきである。

⑤障害児が就学する学校の選択は、児童、生徒や保護者の意志を尊重すべきである。

選択は、児童、生徒や保

護者の意志を尊重すべきである。

文部省の方針に従つて主旨の徹底を図る

答

【教育長】本条約の主旨は、世界の多くの児童が今日、なお、貧困、飢餓などの困難な状況におかれていることに鑑み世界的な視野から児童の人の尊重、保護の促進を目指したものである。

従来から基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、日本憲法、教育基本法の基で児童生徒の人権に十分に配慮しつつ、一人一人を大切にした教育が展開され、川辺町学校教育指導の方針と重点の中でも人権を尊重し個性重視の教育を掲げこれを推進している。

条約の概要並びに留意事項について本年六月に文部事務次官通達があつたばかりで条約の具体的な内容を把握してないが文部省の方針にしたがつて教育の充実、趣旨の徹底を行

はかる。

文部省が示す留意事項は次のとおりとなっている。

①教育活動全体を通じて、基本的人権尊重の徹底を一層図っていくこと。

②学校は、家庭や地域社会との緊密な連携の下に、真剣な取り組みの推進に努めること、又、一人一人の児童生徒等に対する理解を深め、その個性を尊重し、適切な指導が行えるように一層の取り組みを行うこと。

③体罰の禁止の徹底。



④意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟度によって相応に考えられるべきであるという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映される

と言うことまでをも求めているのではないと言うこと。尚、学校においては、児童、生徒等が発達段階に応じて、実態を十分把握し、一層きめ細かな、適切な教育指導に留意すること。

⑤学校における懲戒処分は、真に教育的配慮をもって、慎重に対処し、児童、生徒等の個々の状況に留意し、その措置が、単なる制裁に止まることなく、眞に教育的効果をもつものとなるように配慮すること。

⑥学校における国旗、あるいは国歌の指導は、児童、生徒等が自国の国旗、国歌に対して、等しく敬意を表す態度を育てるためのものであること。その指導は児童、生徒等が国民として、必要とされる

つけるため、行うもので

あり、もとより児童、生徒等の思想、あるいは良好な心を制約しようと言うものでないこと、今後とも、国旗、国歌に対する指導

の充実を図ること。

⑦本条約についての教育指導にあたっては、児童、生徒のみならず、「子供」と言う言葉を適宜使用す

ることも考えること。町は、この方針に従い、県教育委員会の指導を仰ぎながら進めたい。

岐阜県版ふるさと創生について

問

岐阜県版ふるさと創生について

岐阜県知事が提唱する岐阜県版「ふるさと創生事業」は、地域の魅力を全国に発信する地域資源の活用を図るソフト事業で県内の市を除く八十五町村にそれぞれ、本年度五百万元、来年度五百万円交付され、「住民のだれでもが参加できる事業」「他の地域の人達が県内の町村を訪れてみたくなるような情報発信型事業」が対象であると聞いている。町には事業構想があるか、

あれば事業名、内容、規模等
が知りたい。

答 全国に発信を考え
ている

【助役】この事業は、「ニューリゾート基地岐阜キャンペーン推進交付金」いわゆる岐阜県版ふるさと創生事業として全町村一律一千万円交付されるもので、ふるさと創生事業の成果を踏まえ新たな視点から地域資源の再発見、再評価をするとともに地域の魅力を全国に発信するための個性的、先導的な事業を支援する制度である。本町の候補事業は「エコーはがきの作成」「テレビホンカード作成」「テレビによるPR放送」「川辺音頭のCD化」等で全国に発信を考えている。

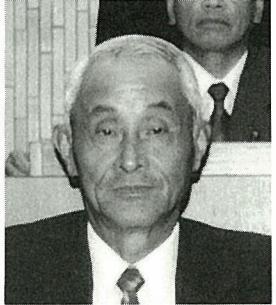
他に、町民各位からもよりよいアイデアがあればご教授願いたい。



問 湖岸道路照明について

ダム湖周辺事業右岸整備が完了し湖岸道路に遊歩道が作られ、昼間は勿論、夜間の風景も格別で多くの町民が利用している。

道路照明灯が薄暮から点灯され、夜十一時まで消灯されるが、部分的に終夜点灯しき、街路灯的役割を果たすことができないか伺いたい。

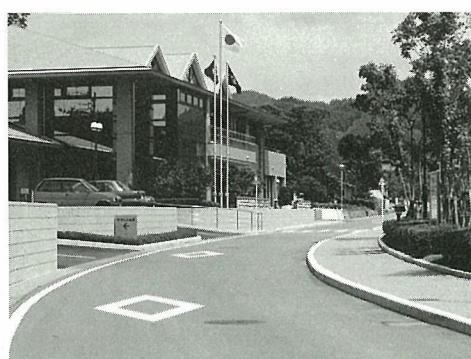


福田雅良議員

答 交通安全、防犯の面から必要箇所に終夜点灯

【土木課長】ゆめ広場は、自転車、歩行者用の照明灯は半分を終夜点灯している。

湖岸線の道路照明灯は日没から夜十一時までの点灯であるが、今後、道路交差点等必要な箇所においては、自転車、歩行者の安全、及び犯罪防止から終夜点灯に努める。



【助役】毎年五月は児童福祉週間ということで子供とのふれあい行事が計画される地域があるので開館して利用できるよう方法を検討する。

答 開館に向けて方法を検討する

問 一般質問に対する執行部の答弁について

一般質問は、町行政全般に亘って執行機関に疑問点を質し、政策に取り組む最も重要な意義ある発言の場であり、また、住民から関心と期待をもたれる議員活動である。

今までの執行部は、問題提起に対して真剣に答弁していることに一応の評価はあるが、早急に実施をできるような事項についてもなかなか実施されない。

議員の提言に対しその意志を尊重し、真剣に受け止めるべきではないか。

大きな問題は議会と協議を重ね計画する



田原芳郎議員

【町長】議員各位には一般質問の中で、町政に対する貴重なご意見、ご提言をいただき心から敬意を表す。わたしも感じる面が多くあり、責任を痛感している。

質問、答弁の中で大きな問題は計画期間、予算等の問題もあるので簡単にはできないが、直ぐに出来ることについては早急に実施する。期間を要する事業については答弁でも計画、予算等の問題があるので十分協議を重ね計画を推進する。

答 必要に応じ補助金の見直しを行う

【教育長】前回の質問の主旨は中学校ボート部の関係と理解して答弁する。

ボート部は中体連（中学校体育連盟）に加入していない特殊な種目のため町補助金がなかったので、遠征に当たっては多額の経費がかかった。

問 スポーツ振興基金制度の制定についてどのように対応されたか

平成二年九月議会に同僚議員の質問「スポーツ振興基金制度の制定について」の質問について、町長の答弁は、「現在教育委員会で検討し、助成制度の見直しをしている」であつたが、その後、どううに対処されたか。

も、空き缶の圧縮機の導入は、県補助金の制度の活用が生かされていない。真剣に取り組んでいるのか。

を講じる。

問 町営住宅アンケート調査は

町営住宅の問題も各議員が

質問の中で提言しているが、具体的な方策が講じられていない。昨年九月議会の質問に

対し「入居者にアンケート調査し、前向きに検討する」の

受け止め策を講じている。

「川辺町ゴミ減量対策推進協議会」でゴミ問題の検討及び事業化を話し合い「生ゴミ堆肥化装置の購入補助」、「廃品回収等への奨励金の交付」を実施している。

「モデル地区の設置」は他

町村で一年間実施したところがあるが現在中止された。

分別収集の実施については、管内市町村で統一的な方法を検討中である。



答 アンケート調査を踏まえ改築に向けての用地を検討している

【助役】平成六年一月十八日現在の入居者百三十六戸に対し無記名、郵送による回収でアンケートを実施し、七十九戸から回答を得た（回収率五十八・一パーセント）。

立替えられた住宅に入居を希望か否か

入居したい住宅の広さは
3DK 24戸
3LDK 23戸
2LDK 12戸
(かなりの居住空間を望む人がある)

立替えられた住宅に入居を希望か否か	入居したい住宅の広さは
入居する	61戸
入居しない	110戸
その他	8戸

自動車の所有状況(57戸所有)	屋外の許容スペースは
1台	27戸
2台	27戸
3台	2戸
4台	1戸

駐車場の整備	49戸
老人子供の遊び場	13戸
緑地・植樹	10戸

意見として

一、立て替え中の住居が心配

五 戸

一、新しい住宅の家賃が心配

三 戸

その他、現入居者を優先的に

入居させて欲しい等があった。

以上がアンケートの要点で

ある。

改築の計画は、現在の入居状況から考察すると、新しく用地を購入し、現入居者を優先的に入れ、政策的に団地毎の入居者を誘導し年次計画によって改築計画を実施する。建築に要する用地を検討している。目途がついた時点にこれから進め方について議会に諮りたい。

問 中学校の生徒の現況について

昨年来暫く軌道に乗り落ち着きを取り戻した中学校は新年度に入り乱れている。

色々な問題はあるが、教育委員会は現状を認識し実態を把握し対処しているか。今後の具体的な対策、対応の方針が知りたい。

「子どもは地域のもの、町の大切なもの、町の財産」町民全体で見守る

答

【教育長】喫煙に始まり、生徒間のいじめ、暴力、あるいは家出と多様化している現況で誠に残念な状況にある。教育委員会としては緊急非常事態と受け止め教育事務所、学校、PTAの皆さんと連携を

深め対処している。

学校においては、具体的には指導体制あるいは基本的な構えを申し合わせ強力な体制を敷いている。PTAの会議も今まで以上に父兄相互の情報交換や協力方を要請している。生徒の問題行動は逐次学校から報告を受けている。

「子どもは地域のもの、町の大切な財産」という基本的な考えに立ち町民全体で見守ってほしい。PTA総会で「わ

いすれにしても町民全体で非常事態を乗り切りたい。

いすれにしても町民全体で非常事態を乗り切りたい。

「ふれあい集会」の場をより充実したものに、また子どもたちのストレスの発散の場（例えば町文化祭）に生徒を参加させることも検討している。

一方、指導員は町全体の指導に限定せず広い視野での指導を願っている。地区によっては不都合な場合も生じるため指導員の増員についても今後検討する。

川辺町青少年育成町民会議

問 実のある総会、部会が開催できないか

「青少年育成町民会議」のなかでは「青少年部会」、「非行対策部会」、「家庭部会」、

議議長の対場から町民会議実行委員会で検討するよう指導できないか。



答 増員して推進の充実を図る

【教育長】この制度が発足し

て五年経過し、地区活動の原

動力として地区推進員に活動を願っている。地区推進員は昨年まで少ない地区で一名、合計二十五名を今年度から福島、下飯田、鹿塙、下吉田を二名、石神地区三名として合計三十名に増員して推進の充実を図る。

部会が開催できるよう町民会議

答
一層充実するため
に検討

【町長】総会当日の各部会の検討時間が制限されているのは仰せのとおりである。四部会・家庭部会・非行対策部会・家庭部会・地区活動部会とも、総会後日時を改めて川辺町の青少年が健全で健やかに成長するために時間を重ね真剣に討議されている。今後においても、町民会議がなお一層充実するために検討する。

「クリーン作戦」、「ふれあい集会」、「家庭の日」の啓蒙運動と併せて青少年育成指導を行えないものか伺いたい。

答
地域で公民館等の施設を利用

【教育長】本来家庭の日が設けられたのは毎月一回家族で団欒を楽しむ日を取り戻すのがねらいであった。現実には子供の塾通いとか父親の社会行事の参加等により家族皆で過ごす家庭が少なくなっている。町においても種々の行事、また他町村の兼ね合いもある。町においても種々の行事、行っているのが現状である。

自治体指導型のこの運動も最近疑問視する向きもあるが、県においても毎月の努力目標を掲げている。町も「家庭の日」の有効利用を広げるために自治会の行事、活動の機会をとらえてPRに努める。

週休二日制の土曜日を地域で公民館等の施設を利用して、地域の人々と触れ合いながらの会合、活動等の企画を願う届いていない現状である。

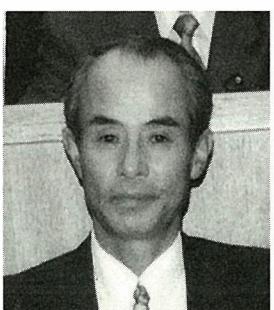
もつと地区公民館等を利用し各地区毎に自発的なテーマを設定し、集会を開催して

問
各種集会と併せて
青少年育成指導を行えないものか

実践活動の一環として「クリーン作戦」「ふれあい集会」等があるが青少年だけでなく、地区住人の参加なしでは成り立たない、また、「家庭の日」が毎月第三日曜日と決められているが、一般的の町民に行き届いていない現状である。

もつと地区公民館等を利用し各地区毎に自発的なテーマを設定し、集会を開催して

を盛り込み広域的な整備計画を樹立願いたい。
広い視野にたって計画策定のことと思うが、地方拠点都市地域に関する基本的な取組姿勢の方針を伺いたい。



横田文夫議員

問
地方拠点都市地域
に関する取組姿勢
について

六月十五日「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づく拠点都市地域に本町を含む中濃地域が飛騨地域に統じて指定される見込みとなつた。大いに期待するものである。

今後、地域基本計画の取り

まとめが町単独あるいは一部事務組合の形で作成するが、

この際町土を今一度見直し土地の有効利用を図るべく総合計画、都市計画との整合性を保ちながら再検討を願いたい。

町内的一角に三十ヘクタールの遊休、未利用地がある。計画の内容と依頼の方法によつてはすばらしい土地利用が可能になる。この機会に諸計画との調和を図り、新たな計画

答
指定はほぼ確実、
積極的に計画への
参入

【企画課長】指定については今後国との協議を経、秋に県知事が地域指定する。四市二十町村は協議会を設立し、共同で整備の促進に関する基本計画を策定する。この計画を



に支援措置がなされる。
中濃地方拠点都市地域の整備方針は、この地域が高速交通体系と、恵まれた地理的条件を生かした「水の文化」・「公園文化」と「ハイテク」の両面からの地域づくりを進め、職と住を軸とした快適な環境文化圏の形成を目指すことをとしている。

基本戦略は、産業集積ゾーンの形成、住居環境・学術研究ゾーンの形成、リフレッシュゾーンの形成の三つが戦略の大枠となっている。
当町は、拠点地区となる美濃加茂市に隣接し周辺地区に位置付けられ、基本戦略エリアは拠点地区の産業集積ゾーンと居住環境、学術研究ゾーンと関連が強く、また、周辺地区のリフレッシュゾーンにも属している。

今後の基本計画は、四市二十一町村が共同で策定することになるが、広域圏計画、各市町村の基本計画に沿つたもので町としては新総合計画、都巿基本計画作業とからめ、住居環境を重点とした戦略で、地方拠点都市の計画へ参入を目標とするが積極的に取り組む。

また、ご指摘の地域は現地調査を行い積極的に検討する。

答 地域指定の中で町のイメージアップを図る

【町長】指定については、ほぼ確実と思う。

町は、活性化の目玉としてダム湖周辺整備に着手し右岸地域の整備が終了した。中濃地方拠点都市地域の指定の中で、ダム湖周辺、漕艇場を中心に町のイメージアップを図る。

町土の利用については、土地の有効利用を図り総合計画、都市計画との整合性についても検討し、地域指定の中での活性化に取り組む。

遊休土地の利用については十分な調査を行い事業に対応する。

今年の郡陸上大会は、川辺町が開催地で経費等も予算化されたが、突然中止と聞いて驚き、残念である。その理由は「各町村が、選手集めに苦労している」とか、この理由は今更始まった事ではない。

四月八日に白川町での理事会で数町村が大会の開催を強く要望したが、当川辺町は開催地でありますから棄権したと聞いている。積極的に他町村

郡陸上大会の中止に至った理由と来年の大会開催に努力して再び川辺町が当番を受けよ

人の健康とスポーツの関係は今更申すまでもないが、年々盛んになるスポーツの地域において加茂郡大会があり、各種目に代表選手が活躍し町に栄光、意気軒昂に役立っている。

理事会の内容は、七ヶ町村のうち坂祝町、白川町が開催に賛成し、他の四ヶ町村は反対した。当川辺町は賛成、反対町村の気持ちを考え中立の立場にたつた。

仮に川辺町が賛成の立場でも結果的に中止と決定したと聞いている。

現在川辺町の陸上人口は二十余名であるが陸上人口を増やすために、他のスポーツ団体に協力を働きかけているが、今後は町内各企業、商工会等にも働きかけていく。

来年度は川辺町開催に向けて努力する。



辻 武史議員

に開催を説得する立場なのに棄権するとは何事か。

今年度については中止の決定であるが、来年度に向けて再度開催地として今から準備に取り組むべきである。

答 来年度の開催にむけて努力する

【教育長】郡陸上大会は「選手が集まらない」との理由で郡の理事会で中止が決定された。

理事会の内容は、七ヶ町村

のうち坂祝町、白川町が開催

に賛成し、他の四ヶ町村は反

対した。当川辺町は賛成、反

対町村の気持ちを考え中立の立場にたつた。

仮に川辺町が賛成の立場でも結果的に中止と決定したと聞いている。

現在川辺町の陸上人口は二十余名であるが陸上人口を増やすために、他のスポーツ団体に協力を働きかけているが、今後は町内各企業、商工会等にも働きかけていく。

来年度は川辺町開催に向けて努力する。

第一回臨時議会

人事案件、工事請負契約の締結を審議

平成六年第二回臨時議会を、八月二日午前九時から開きました。

会期を一日と定めた後、人事案件一件と議案一件を審議しました。

可決した案件は次のとおりです。

可決案件

○流域関連公共下水道湖岸線
他管渠布設工事（第二工区）
請負契約の締結について

この工事は、中川辺地内湖岸線周辺他の一千七・三メートルの整備を行うものです。

この工事の請負契約の締結は次のとおり決まりました。
一、契約の目的
流域関連公共下水道湖岸線他管渠布設工事（第二工区）

二、契約の方針
指名競争入札

三、契約金額
六千三百八十六万円

四、契約の相手方
大垣市西崎町二丁目四六番地

氏（西柄井五七四番地・五十四歳）の再任について同意しました。

から同意を求める議案の提出があり、全会一致で橋本義美

氏（西柄井五七四番地・五十四歳）の再任について同意しました。

岐建木村株式会社

五、工事の場所
代表取締役社長 北村一成

川辺町中川辺・西柄井地内

委員会活動報告

各常任委員会（総務文教・厚生経済・土木）福祉施設建設予定地を視察
各常任委員会は六月定期会前の委員会開催日に上川辺地内の福祉施設建設予定地の視察を行いました。

この予定地には川辺第二保

育園、老人福祉施設が建設されま

厚生経済常任委員会

行政視察

七宗町第二保育園・御嵩保育園を視察

来年度予定されている川辺第二保育園建設に向けて、厚生経済常任委員会は七宗町神淵の七宗第二保育園・御嵩町の御嵩保育園を視察しました。

総務文教常任委員会

行政視察

輪之内町・巣南町学校給食センターを視察

平成八年度予定されている町学校給食センター建設に向

けて総務文教常任委員会は安八郡輪之内町学校給食センタ

及び本巣郡巣南町学校給食セ

ンターを視察しました。

議会日誌

- 5月24日 川辺ダム湖周辺整備事業右岸工事竣工・一般国道418号線川辺バイパス開通式典に全議員出席
- 27日 加茂郡議長会に議長出席（美濃加茂市）
- 28日 新藤県議会議長就任祝賀式に議員出席（白川町）
- 29日 町消防操法大会に全議員出席
- 30日 名濃バイパス・東海環状線建設促進期成同盟会に議長出席
- 31日 厚生経済常任委員が七宗第2保育園・御嵩保育園を視察
- 31日 下水道特別委員会 第2回定期会について
- 6月 2日 土木委員会協議会
- 6日 厚生経済委員会協議会
- 7日 総務文教委員会協議会
- 8日 高山線促進期成同盟会に議長出席（下呂町）
- 10日 議会運営委員会 第2回定期会について
- 12日 川辺町青少年の主張大会に出席
- 15日 東白川村庁舎竣工式に議長出席
- 16日 議会運営委員会 第2回定期会追加日程について

- 16日 第2回定期会 議案説明、質疑
- 19日 郡消防操法大会に出席（八百津町）
- 22日 ゴミ減量対策会議に議長・厚生経済委員長出席
- 24日 第2回定期会 一般質問、討論、採決
- 29日 川辺町交通安全対策協議会に副議長出席
- 29日 学校給食運営委員会に議長・総務文教委員長出席
- 7月 4～5日 可茂郡議長会議長研修会（山梨県）
- 7日 総務文教常任委員輪之内町・巣南町学校給食センター視察
- 11日 県道富加～七宗線設立準備総会に議長出席（美濃加茂市）
- 12日 三線促進期成同盟会総会に議長出席（可児市）
- 14日 県議会文教警察委員会ダム湖周辺事業視察に議会出席
- 15日 「夏の交通安全運動」街頭指導に議長出席
- 18日 木曾川右岸流域浄水事業促進協議会総会に副議長出席（岐阜市）
- リニア中央エクスプレス建設促進岐阜県期成同盟会に議長出席（多治見市）
- 21日 木曾川右岸利水協議会
- 上水道部会に議長出席（美濃加茂市）
- 26日 やすらぎの家運営委員会に議長出席
- 27日 飛騨木曾川国定公園協会通常総会に議長出席（下呂町）
- 29日 多治見市外14市町村伝染病予防組臨時合議会に議長出席（多治見市）
- 30日 町マリンスポーツフェスティバル開会式に議員出席
- 8月 2日 第2回臨時議会
人道の丘公園完成式典に議長出席
岐阜県高山本線・太多線複線電化促進協議会に副議長出席（美濃加茂市）
- 7日 マリンスポーツフェスティバルボート競技に参加
- 8日 県道洞戸～川辺間期成同盟会総会に議長・土木委員長出席（美濃市）
- 9日 厚生経済委員会協議会議会報編集委員会
- 16日 全員協議会（断水対策について）
- 19日 全員協議会
- 22日 可茂地域広域行政一部事務組合臨時議会に議長出席